

# 京都府公報

号外 第38号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	規 則	頁	教育委員会	人事委員会	頁
○職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員総務課)		2	○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則		29
	○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 ( 〃 )	25		○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	32
				○職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
				○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	36

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第42号）（職員総務課）

#### 1 改正の理由

令和6年10月22日付けで職員の給与等に関する人事委員会の報告・勧告がなされたこと等を踏まえ、職員の給与等について所要の改定を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 給料表（第1条（別表第1～別表第6）関係）

各給料表の給料月額を引き上げることとした。

##### (2) 手当

##### ア 初任給調整手当（第1条（第19条の2）関係）

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を416,600円に、医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職に在職する職員に対する支給月額の限度額を51,600円に、それぞれ引き上げることとした。

##### イ 期末手当（第1条（第20条）関係）

(ア) 支給割合を100分の125（特定管理職員にあっては100分の105、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の66.25）に引き上げることとした。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70（特定管理職員にあっては、100分の60）に引き上げることとした。

##### ウ 勤勉手当（第1条（第21条）関係）

(ア) 支給割合を100分の105（特定管理職員にあっては100分の125、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の106.25）に引き上げることとした。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）























	129		407,600			
	130		408,200			
	131		408,700			
	132		409,200			
	133		409,500			
	134		409,800			
	135		410,100			
	136		410,400			
	137		410,700			
	138		411,000			
	139		411,300			
	140		411,600			
	141		411,900			
	142		412,200			
	143		412,500			
	144		412,800			
	145		413,000			
	146		413,300			
	147		413,600			
	148		413,800			
	149		414,000			
	150		414,300			
	151		414,600			
	152		414,900			
	153		415,100			
	154		415,400			
	155		415,700			
	156		415,900			
	157		416,100			
定年 前再 用短 時勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,600	279,500	307,300	334,200	417,200

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額  
は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する  
特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）をそれぞれ加算  
した額とする。

別表第4から別表第6までを次のように改める。



	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

































(会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和2年京都府教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(令和5年京都府条例第30号)」を「(令和6年京都府条例第42号)」に、「令和5年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定及び次項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の技能労務職員規則及び第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第7号）附則第5項から第7項までの規定による給与を含む。）及び第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

---

人 事 委 員 会

---

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日  
京都府人事委員会  
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—831

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

第60条第8項第1号ア中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の245」を「100分の250」に改め、同号イ中「100分の210」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則の規定は、令和6年6月1日から適用する。

---

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日  
京都府人事委員会  
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—832

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—18）の一部を次のように改正する。



33年以上 34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900
34年以上 35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に規定する職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に規定する職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に規定する職を占める職員を、「4種」とは同項第4号に規定する職を占める職員を、「5種」とは同項第5号に規定する職を占める職員をいう。

別表第2のその1を次のように改める。

その1

職員の 区分 / 期間の 区分	2項職員
1年未満	36,100
1年以上 2年未満	36,100
2年以上 3年未満	36,100
3年以上 4年未満	36,100
4年以上 5年未満	36,100
5年以上 6年未満	36,100
6年以上 7年未満	34,900
7年以上 8年未満	33,600
8年以上 9年未満	32,300
9年以上 10年未満	31,100
10年以上 11年未満	29,800
11年以上 12年未満	28,600
12年以上 13年未満	27,300
13年以上 14年未満	26,000
14年以上 15年未満	25,100
15年以上 16年未満	24,100
16年以上 17年未満	23,100
17年以上 18年未満	22,100
18年以上 19年未満	21,100
19年以上 20年未満	20,200

20年以上 21年未満	19,200
21年以上 22年未満	18,800
22年以上 23年未満	18,300
23年以上 24年未満	17,600
24年以上 25年未満	17,200
25年以上 26年未満	16,800
26年以上 27年未満	16,400
27年以上 28年未満	16,000
28年以上 29年未満	15,400
29年以上 30年未満	15,200
30年以上 31年未満	14,900
31年以上 32年未満	14,500
32年以上 33年未満	13,900
33年以上 34年未満	13,200
34年以上 35年未満	12,700
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間を示す。 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項に規定する職を占める職員をいう。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の初任給調整手当に関する規則の規定及び次項の規定による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106—688）附則別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(人事委員会規則106—688の一部改正)

- 3 職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106—688）の一部を次のように改正する。  
附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の 区分 期間の 区分	1種	2種	3種	4種	5種
	円	円	円	円	円
16年以上 17年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500
17年以上 18年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500
18年以上 19年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500

